

学校法人北里研究所寄附行為

(昭和37. 1. 20 認 可)
(昭和39. 1. 25 変更認可)
(昭和41. 1. 25 変更認可)
(昭和42. 3. 29 変更認可)
(昭和45. 1. 23 変更認可)
(昭和45. 3. 17 変更認可)
(昭和45. 3. 28 変更認可)
(昭和46. 6. 1 変更認可)
(昭和47. 1. 29 変更認可)
(昭和49. 3. 13 変更認可)
(昭和49. 5. 8 変更認可)
(昭和51. 7. 23 変更認可)
(昭和53. 1. 23 変更認可)
(昭和56. 1. 16 変更認可)
(昭和57. 2. 1 変更認可)
(昭和57. 5. 1 変更認可)
(昭和58. 2. 15 変更認可)
(昭和59. 1. 24 変更認可)
(昭和60. 12. 25 変更認可)
(昭和62. 12. 23 変更認可)
(昭和63. 4. 13 変更認可)
(平成 1. 4. 25 変更認可)
(平成 2. 3. 19 変更認可)
(平成 5. 10. 4 変更認可)
(平成 5. 12. 21 変更認可)
(平成 7. 3. 28 変更認可)
(平成 9. 3. 31 変更認可)
(平成 9. 5. 30 変更認可)
(平成 9. 12. 19 変更認可)
(平成10. 5. 25 変更認可)
(平成11. 7. 9 変更認可)
(平成11. 7. 28 変更認可)
(平成13. 5. 29 変更認可)
(平成13. 12. 20 変更認可)
(平成14. 5. 29 変更認可)
(平成15. 3. 29 変更届出)
(平成16. 9. 1 変更認可)
(平成17. 5. 20 変更届出)
(平成17. 7. 15 変更届出)

(平成17. 11. 18 変更届出)
(平成18. 3. 27 変更認可)
(平成18. 11. 17 変更届出)
(平成19. 5. 18 変更届出)
(平成20. 4. 1 変更認可)
(平成21. 3. 13 変更届出)
(平成22. 3. 27 変更届出)
(平成23. 2. 3 変更認可)
(平成23. 3. 26 変更届出)
(平成24. 2. 7 変更認可)
(平成24. 3. 31 変更届出)
(平成25. 2. 4 変更認可)
(平成25. 7. 5 変更認可)
(平成29. 9. 13 変更認可)
(2020. 1. 30 変更認可)
(2021. 4. 1 変更届出)
(2021. 6. 10 変更認可)
(2022. 2. 28 変更認可)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人北里研究所と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都港区白金5丁目9番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、学祖・北里柴三郎博士が顕現した北里精神に則り、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とする。

2 この法人は、前項のほか私立学校法第26条による事業を行う。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 北里大学 大学院 薬学研究科 獣医学系研究科
海洋生命科学研究科
看護学研究科 理学研究科
医療系研究科
感染制御科学府
薬学部 薬学科 生命創薬科学科
医学部 医学科

- | | |
|---------|---------------------------------------|
| 海洋生命科学部 | 海洋生命科学科 |
| 看護学部 | 看護学科 |
| 理学部 | 物理学科 化学科 生物科学科 |
| 医療衛生学部 | 保健衛生学科 医療検査学科
医療工学科
リハビリテーション学科 |
| 獣医学部 | 獣医学科 動物資源科学科
生物環境科学科 |
- (2) 北里大学保健衛生専門学院 医療専門課程 栄養専門課程
看護専門課程
- (3) 北里大学看護専門学校 医療専門課程
- (収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- (1) 不動産賃貸業
- 2 収益事業の経営は、本法人の設置する学校の教育に支障があってはならない。

第3章 役員及び理事会

(役員)

第6条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 18人以上27人以内
- (2) 監事 2人以上3人以内
- 2 この法人の役員の選任にあたっては、その管理及び運営に適性を有する者が選ばれるように努めなければならない。ただし、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が1人を超えて含まれないようにしなければならない。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学長 1人
- (2) 学部長、及び大村智記念研究所長又は感染制御科学府長 8人
- (3) 病院長 3人
- (4) 評議員のうちから評議員会において選任された者 3人以上7人以内
- (5) この法人に関係ある学識経験者で、前各号に規定する理事の過半数で選任された者 3人以上8人以内

(理事の任期)

第8条 理事の任期は、4年とする。ただし、補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 理事は、再任されることができる。
- 3 前条第1号から第4号の規定によって選出された理事は、その選任の条件となっている地位を退いたときは、理事の職を失う。
- 4 理事は、前項の場合及び辞任、任期満了等の事由により理事の職を失った場合でも、後任の理事が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(理事長)

第9条 理事のうち1人を理事長とし、理事の互選をもって定める。

- 2 理事長の任期は4年とし、再任されることができる。ただし、同一人につき引き続き2期(8年)を超えて理事長に在任することはできない。
- 3 一度退任した者が再度就任することはできない。
- 4 理事長が辞任を申し出て理事会が辞任を承認したとき、又は欠員となったときは、理事会は30日以内に後任理事長を選出しなければならない。
- 5 理事長は、法令及びこの寄附行為に規定する職務を行い、この法人内部の事務を総括し、この法人の業務について、この法人を代表する。

(理事の代表権の制限)

第10条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第11条 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長が選任されている場合は副理事長が、副理事長が選任されていない場合は、あらかじめ理事会において定めた順位に従い常任理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(副理事長及び常任理事)

第12条 この法人に常任理事を置く。

- 2 理事長は、理事会に諮り、理事のうちから常任理事3人以上7人以内を指名する。
- 3 常任理事のうち1人を副理事長として置くことができる。
- 4 副理事長は、理事長が推薦し、理事会で選任する。
- 5 副理事長及び常任理事は、理事長を補佐し、法人業務を分掌する。
- 6 理事長は、理事会に諮り、任期の中途でも副理事長及び常任理事を解任し、又は新たに指名することができる。
- 7 副理事長及び常任理事は、理事長の退任とともにその職を退く。ただし、後任の副理事長及び常任理事が就任するまでは、その職務を行う。

(理事会)

第13条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(会議)

第14条 理事会は、理事長が招集し、議長となる。

- 2 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により、会議の7日前までにこれを発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 3 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合のほか、理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第15条第2項の規定による除斥のため、3分の2に達しないときはこの限りでない。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事長が前項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

6 第19条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選により決定する。

(議事)

第15条 理事会の議決は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除いて、理事総数の3分の2以上が出席し、理事総数の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは、理事長の決するところによる。

2 理事は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者に特別の利害関係のある議事については、その議事の議決に加わることができない。ただし、理事会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(議事録)

第16条 議長は、理事会の開催の場所(当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録については、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長並びに出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名(電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。以下同じ。)し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(監事)

第17条 監事は、この法人の理事、職員(学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者から、評議員会の同意及び理事会の議決を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 監事のうち1人以上を常任とする。

(監事の任期)

第18条 監事の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。

(監事の職務)

第19条 監事の職務は、次のとおりとする。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の

招集を請求すること。

(7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員)の補充)

第20条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、30日以内に補充しなければならない。

2 前項により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員)の解任及び退任)

第21条 役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(3) 職務上の義務に違反したとき。

(4) 役員たるに適しない非行があると認められるとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第22条 この法人に評議員会を置く。

2 評議員会は、81人以上86人以内の評議員をもって組織する。

(評議員の選任)

第23条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 理事長 1人

(2) 学長 1人

(3) 大学以外のこの法人が設置する学校長 2人

(4) 大学教授会から互選された者 30人

(5) この法人の職員から理事会において選任された者 20人

- (6) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25才以上の者のうちから理事会において選任された者 12人
 - (7) この法人の設置する学校の在校生の父母若しくは卒業生の父母のうちから理事会において選任された者 6人
 - (8) この法人に関係ある学識経験者で、前各号に規定する評議員の過半数で選任された者 9人以上14人以内
- 2 前条第2項の規定にかかわらず、理事長が学長の職務を兼務した場合には、評議員の員数を80人以上85人以内とする。
- 3 第1項第1号から第5号に規定する評議員は、その選任の条件となっている地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。
- (評議員の任期)

第24条 評議員の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、任期満了の後でも後任の評議員が選任されるまでは、なおその職務を行う。
- (評議員の補充)

第25条 評議員中欠員が生じたときは、3か月以内にこれを補充しなければならない。

- 2 補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (評議員の解任及び退任)

第26条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

(会議)

第27条 評議員会は、理事長が招集する。

- 2 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により、会議の7日前までにこれを発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 3 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。ただし、第29条第3項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事長が前項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した評議員全員の連名で評議員会を招集することができる。この場合における評議員会の議長は、出席評議員の互選により決定する。
- (議長)

第 28 条 評議員会に議長を置き、評議員のうちから評議員会において選任する。

2 議長の任期は、評議員の在任期間とする。

(議事)

第 29 条 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は評議員として議決に加わることができない。

3 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

4 評議員会の議事運営を円滑にするため、評議員会に委員会を置くことができる。委員会に関する事項は、別に定める。

(議決事項)

第30条 次に掲げる事項については、評議員会の議決を要する。

(1) 役員解任

(2) 第46条第1項第1号及び第2号に規定する解散

(3) 合併

(4) 寄附行為の変更

(諮問事項)

第 31 条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 予算及び事業計画

(2) 事業に関する中期的な計画

(3) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

(4) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準

(5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(6) 収益事業に関する重要事項

(7) 寄附金品の募集に関する事項

(8) その他この法人の運営に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(意見の具申)

第 32 条 評議員会は、この法人の業務若しくは、財産の状況又は役員業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(議事録)

第 33 条 議長は、評議員会の開催の場所(当該場所に存しない評議員が評議員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録については、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員 2 人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第5章 役員損害賠償責任

(役員がこの法人に対する損害賠償責任)

第33条の2 役員は、その任務を怠つたときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(損害賠償責任の免除)

第33条の3 役員が任務を怠つたことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第33条の4 理事(理事長、常任理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠つたことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第6章 資産及び会計

(資産)

第34条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 財産目録記載の財産
- (2) 授業料、入学金及び検定料
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 収益事業から生ずる収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第35条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入される財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来事業用財産に編入される財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分等の制限)

第36条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむ

を得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の運用及び保管)

第37条 積立金は、理事会の承認のもとで、安全性と有利性を考慮して運用し、又は金融機関の預貯金等として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第38条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学料、検定料、その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第39条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画)

第40条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、4年以上の理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第41条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

(決算及び事業の実績、剰余金等の処分)

第42条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2か月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2か月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 収益事業会計の決算上剰余金を生じたときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部を収益事業会計の積立金として積み立て、他の金額は学校会計に組み入れなければならない。

4 収益事業会計の積立金は、事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、これを処分することができる。

5 学校会計の決算上剰余金を生じたときは、その一部又は全部を基本財産、若しくは運用財産中の積立金に編入し、又は次会計年度に繰り越しするものとする。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第43条 この法人は、毎会計年度終了後2か月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第43条の2 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準
(役員の報酬)

第43条の3 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第44条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3か月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第45条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第7章 解散及び合併

(解散)

第46条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席理事の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号の事由による解散にあつては、文部科学大臣の認可を、前項第2号の事由による解散にあつては、文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第47条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人のうちから解散のときにおける理事会において理事総数の3分の2以上の議決によって選定したものに帰属する。

(合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決をなし、評議員会の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第8章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第49条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決をなし、評議員会の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の3分の2以上の議決をなし、評議員会の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第9章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第50条 この法人は、第43条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、学校法人北里研究所の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第52条 この寄附行為の施行についての細則、その他この法人及びこの法人の設置する学校の運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事(理事長)	秦	藤 樹
理 事	春 日 忠 善	
理 事	笠 原 四 郎	
理 事	添 川 正 夫	
理 事	福 住 定 吉	
理 事	井 口 昌 雄	
理 事	椿	精 一
理 事	沼 田 岳 二	
理 事	安 斎	博
理 事	長 木 大 三	
理 事	鈴 木 武 夫	
監 事	渡 辺 鍊 藏	
監 事	岡 本 良 三	

- 2 この寄附行為は、昭和 57 年 5 月 1 日から施行する。
- 3 この寄附行為は、昭和 59 年 1 月 24 日から施行する。
- 4 この寄附行為は、昭和 60 年 12 月 25 日から施行する。
- 5 この寄附行為は、昭和 62 年 12 月 23 日から施行する。
- 6 この寄附行為は、昭和 63 年 4 月 13 日から施行する。
- 7 この寄附行為は、平成元年 4 月 25 日から施行する。
- 8 この寄附行為は、平成 2 年 3 月 19 日から施行する。
- 9 この寄附行為は、平成 5 年 10 月 4 日から施行する。
- 10 この寄附行為は、平成 5 年 12 月 21 日から施行する。
- 11 この寄附行為は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 12 この寄附行為は、平成 9 年 3 月 31 日から施行する。
- 13 この寄附行為は、平成 9 年 5 月 30 日から施行する。
- 14 この寄附行為は、平成 9 年 12 月 19 日から施行する。
- 15 この寄附行為は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(北里大学の獣医畜産学部畜産学科及び畜産土木工学科の存続に関する経過措置)

北里大学の獣医畜産学部畜産学科及び畜産土木工学科は、改正後の寄附行為第 4 条の規定にかかわらず平成 11 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 16 この寄附行為は、平成 11 年 7 月 9 日から施行する。
- 17 この寄附行為は、平成 11 年 7 月 28 日から施行する。
- 18 この寄附行為は、平成 13 年 5 月 29 日から施行する。
- 19 この寄附行為は、平成 13 年 12 月 20 日から施行する。
- 20 この寄附行為は、平成 14 年 5 月 29 日から施行する。
- 21 この寄附行為は、平成 15 年 3 月 29 日から施行する。
- 22 この寄附行為は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。
- 23 この寄附行為は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 24 この寄附行為は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(理事の選任に関する経過措置)

獣医畜産学部及び獣医学部からの理事選任数は、獣医畜産学部が存続する間は 1 人とする。

- 25 この寄附行為は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(理事の選任及び任期に関する経過措置)

寄附行為第 7 条の規定に基づき、第 3 号理事 2 人及び第 4 号理事 1 人を追加選任し、その任期は寄附行為第 8 条の規定にかかわらず、平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日までとする。また、第 5 号理事及び第 6 号理事を補充する場合の任期についても同様とする。

(評議員の選任及び任期に関する経過措置)

寄附行為第 23 条の規定に基づき、第 3 号評議員 1 人及び第 5 号評議員 15 人を追加選任（うち 8 人は選任区分の変更）し、その任期は寄附行為第 24 条の規定にかかわらず、平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 5 月 31 日までとする。また、第 8 号評議員を補充する場合の任期についても同様とする。

(北里大学水産学部水産生物科学科の存続に関する経過措置)

北里大学水産学部水産生物科学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

26 この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

27 この寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

(北里大学薬学部薬科学科の存続に関する経過措置)

北里大学薬学部薬科学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

28 この寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

(北里大学大学院獣医畜産学研究科の存続に関する経過措置)

北里大学大学院獣医畜産学研究科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず、平成23年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

29 この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

(理事の任期に関する経過措置)

1 この寄附行為の施行日に理事である者の任期は、改正後の寄附行為第8条第1項の規定にかかわらず、平成24年6月30日までとする。

2 改正後の寄附行為第8条第1項の規定にかかわらず、平成24年7月1日に就任する寄附行為第7条第1号に規定する理事(学長)に限り、その任期を平成24年7月1日から平成26年6月30日までとする。

(理事長の任期に関する経過措置)

この寄附行為の施行日に理事長である者の任期は、改正後の寄附行為第9条第2項の規定にかかわらず、平成24年6月30日までとする。

(監事の任期に関する経過措置)

この寄附行為の施行日に監事である者の任期は、改正後の寄附行為第18条第1項の規定にかかわらず、平成24年7月11日までとする。

(評議員の任期に関する経過措置)

この寄附行為の施行日に評議員である者の任期は、改正後の寄附行為第24条第1項の規定にかかわらず、平成24年5月31日までとする。

(北里大学大学院水産学研究科の存続に関する経過措置)

北里大学大学院水産学研究科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

30 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成25年2月4日)から施行する。

31 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成25年7月5日)から施行する。

32 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成29年9月13日)から施行する。

33 2020年1月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2020年4月1日から施行する。

- 34 この寄附行為は、2021年4月1日から施行する。
- 35 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2021年6月10日）から施行する。
- 36 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2022年2月28日）から施行する。

新 旧 の 比 較 対 照 表

新 (西暦 . . . 変更認可)	旧
<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 北里大学</p> <p>大学院 薬学研究科 獣医学系研究科 海洋生命科学研究科 看護学研究科 理学研究科 医療系研究科 感染制御科学府</p> <p>薬学部 薬学科 生命創薬科学科 医学部 医学科 海洋生命科学部 海洋生命科学科 看護学部 看護学科 理学部 物理学科 化学科 生物科学科 医療衛生学部 保健衛生学科 医療検査学科 医療工学科 リハビリテーション学科</p> <p>獣医学部 獣医学科 動物資源科学科 生物環境科学科</p> <p>未来工学部 データサイエンス学科</p> <p>(2) 北里大学保健衛生専門学院 医療専門課程 栄養専門課程 看護専門課程</p> <p>(3) 北里大学看護専門学校 医療専門課程</p> <p>(役員)</p> <p>第6条 この法人に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 19人以上28人以内 (2) 監事 2人以上3人以内</p> <p>2 この法人の役員の選任にあたっては、その管理及び運営に適性を有する者が選ばれるように努めなければならない。ただし、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が1人を超えて含まれないようにしなければならない。</p> <p>(理事の選任)</p> <p>第7条 理事は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 学長 1人 (2) 学部長、及び大村智記念研究所長又は感染制御科学府長 9人 (3) 病院長 3人 (4) 評議員のうちから評議員会において選任された者 3人以上7人以内 (5) この法人に関係ある学識経験者で、前各号に規定する理事の過半数で選任された者 3人以上8人以内</p> <p>(評議員会)</p> <p>第22条 この法人に評議員会を置く。 2 評議員会は、84人以上89人以内の評議員をもって組織する。</p> <p>(評議員の選任)</p> <p>第23条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 理事長 1人 (2) 学長 1人</p>	<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 北里大学</p> <p>大学院 薬学研究科 獣医学系研究科 海洋生命科学研究科 看護学研究科 理学研究科 医療系研究科 感染制御科学府</p> <p>薬学部 薬学科 生命創薬科学科 医学部 医学科 海洋生命科学部 海洋生命科学科 看護学部 看護学科 理学部 物理学科 化学科 生物科学科 医療衛生学部 保健衛生学科 医療検査学科 医療工学科 リハビリテーション学科</p> <p>獣医学部 獣医学科 動物資源科学科 生物環境科学科</p> <p>(2) 北里大学保健衛生専門学院 医療専門課程 栄養専門課程 看護専門課程</p> <p>(3) 北里大学看護専門学校 医療専門課程</p> <p>(役員)</p> <p>第6条 この法人に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 18人以上27人以内 (2) 監事 2人以上3人以内</p> <p>2 この法人の役員の選任にあたっては、その管理及び運営に適性を有する者が選ばれるように努めなければならない。ただし、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が1人を超えて含まれないようにしなければならない。</p> <p>(理事の選任)</p> <p>第7条 理事は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 学長 1人 (2) 学部長、及び大村智記念研究所長又は感染制御科学府長 8人 (3) 病院長 3人 (4) 評議員のうちから評議員会において選任された者 3人以上7人以内 (5) この法人に関係ある学識経験者で、前各号に規定する理事の過半数で選任された者 3人以上8人以内</p> <p>(評議員会)</p> <p>第22条 この法人に評議員会を置く。 2 評議員会は、81人以上86人以内の評議員をもって組織する。</p> <p>(評議員の選任)</p> <p>第23条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 理事長 1人 (2) 学長 1人</p>

<p>(3) 大学以外のこの法人が設置する学校長 2人 (4) 大学教授会から互選された者 33人 (5) この法人の職員から理事会において選任された者 20人 (6) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25才以上の者のうちから理事会において選任された者 12人 (7) この法人の設置する学校の在校生の父母若しくは卒業生の父母のうちから理事会において選任された者 6人 (8) この法人に関係ある学識経験者で、前各号に規定する評議員の過半数で選任された者 9人以上14人以内</p> <p>2 前条第2項の規定にかかわらず、理事長が学長の職務を兼務した場合には、評議員の員数を83人以上88人以内とする。</p> <p>3 第1項第1号から第5号に規定する評議員は、その選任の条件となっている地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。</p> <p>附 則 37 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（西暦 年 月 日）から施行する。</p>	<p>(3) 大学以外のこの法人が設置する学校長 2人 (4) 大学教授会から互選された者 30人 (5) この法人の職員から理事会において選任された者 20人 (6) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25才以上の者のうちから理事会において選任された者 12人 (7) この法人の設置する学校の在校生の父母若しくは卒業生の父母のうちから理事会において選任された者 6人 (8) この法人に関係ある学識経験者で、前各号に規定する評議員の過半数で選任された者 9人以上14人以内</p> <p>2 前条第2項の規定にかかわらず、理事長が学長の職務を兼務した場合には、評議員の員数を80人以上85人以内とする。</p> <p>3 第1項第1号から第5号に規定する評議員は、その選任の条件となっている地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類									
区 分	年 度		令和3 年度	開設年度の前年度	開設年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	合 計
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
設置経費	校 地 (うち造成費)		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	0 (—)
	施設	基 準 内	—	1,281,071	1,779,343	—	—	—	3,060,414
		基 準 外	—	185	61,386	—	—	—	61,571
	設備	図 書	—	73,302	—	—	—	—	73,302
		教 具 校 具 備 品	—	294,196	456,827	—	—	—	751,023
	小 計		0	1,648,754	2,297,556	0	0	0	3,946,310
新設校の開設年度の経常経費								0	
合 計			0	1,648,754	2,297,556	0	0	0	3,946,310

既設校からの 転共用	施設	基 準 内	297,489 千円
		基 準 外	7,410 千円
	設備	図 書	355,630 千円
		教具・校具・備品	10,700 千円

様式第4号その4(第11条関係)

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	3,946,310千円	令和3年度までに学納金等帰属収入から積立てられた現金預金27,000,000千円のうち3,946,310千円を財源に充当
合 計	3,946,310千円	

様式第6号その2(第11条関係)

財 産 目 録 総 括 表			
年 度	令和2年度末	令和3年度末	申請時
科 目	(開設年度から3年前の年度)	(開設年度から前々年前の年度)	(令和5年 3月31日)
一 基本財産	135,991,821 千円	132,264,306 千円	132,264,306 千円
二 運用財産	134,702,307 千円	144,318,158 千円	144,318,158 千円
三 負債額	41,937,033 千円	41,453,893 千円	41,453,893 千円
1 固定負債	25,834,590 千円	25,567,828 千円	25,567,828 千円
2 流動負債	16,102,443 千円	15,886,065 千円	15,886,065 千円
四 基本財産+運用財産	270,694,128 千円	276,582,464 千円	276,582,464 千円
五 純資産(四-三)	228,757,095 千円	235,128,571 千円	235,128,571 千円

貸借対照表

令和 4 年 3 月 3 1 日

(単位 円)

資 産 の 部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固定資産	229,575,256,441	246,063,527,805	△ 16,488,271,364
有形固定資産	132,990,743,797	136,698,908,372	△ 3,708,164,575
特定資産	94,599,079,858	107,167,856,545	△ 12,568,776,687
その他の固定資産	1,985,432,786	2,196,762,888	△ 211,330,102
流動資産	47,007,207,026	24,630,600,225	22,376,606,801
資産の部合計	276,582,463,467	270,694,128,030	5,888,335,437
負 債 の 部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固定負債	25,567,828,238	25,834,589,768	△ 266,761,530
流動負債	15,886,064,668	16,102,443,305	△ 216,378,637
負債の部合計	41,453,892,906	41,937,033,073	△ 483,140,167
純 資 産 の 部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
基本金	252,835,471,399	253,577,819,051	△ 742,347,652
第 1 号基本金	228,293,036,370	228,825,632,722	△ 532,596,352
第 2 号基本金	6,188,928,700	6,398,680,000	△ 209,751,300
第 3 号基本金	11,710,506,329	11,710,506,329	0
第 4 号基本金	6,643,000,000	6,643,000,000	0
繰越収支差額	△ 17,706,900,838	△ 24,820,724,094	7,113,823,256
純資産の部合計	235,128,570,561	228,757,094,957	6,371,475,604
負債及び純資産の部合計	276,582,463,467	270,694,128,030	5,888,335,437

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

○施設又は設備の整備計画

北里大学

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
	薬学部1号館・冷温水発生機更新工事	薬学部1号館 冷温水発生機2台	令和3～4年度中	北里大学薬学部及び大村智記念研究所共用
	獣医学部BSL3 実験室改修工事	V9号館1階BSL3実験室 110.7㎡	令和4年度中	北里大学獣医学部専用
	倒立型共焦点レーザー顕微鏡の導入	倒立型共焦点レーザー顕微鏡 1点	令和4年度中	北里大学医学部専用
	三陸臨海教育研究センターの教育・研究機能の復旧・メンテナンス	三陸臨海教育研究センターの基本機能の復旧・メンテナンス SERC1号館3,098.17㎡ SERC2号館1,446.58㎡ 等	平成30～令和4年度中	北里大学海洋生命科学部専用
	ピーマックエアコンの更新	S号館1～4F 12,144.34㎡ ピーマックエアコン	令和3～6年度中	北里大学理学部専用
	L1号館 講義室AV設備機器更新	液晶レーザープロジェクタ等 337点	令和2～4年度中	北里大学専用
	恒温恒湿パッケージエアコン更新工事	恒温恒湿パッケージエアコン 6機	令和3～5年度中	大村智記念研究所専用

生物有機研究室ドラフトチャンバー排気処理設備増設工事	ドラフトチャンバー4台、排気用ダクト	令和4年度中	大村智記念研究所専用
病院情報システム整備	電子カルテシステム、情報システム	平成29～令和4年度中	北里大学病院専用
指示看護及び指示注射ワークシートのペーパーレス化	電子カルテシステム	令和3～令和4年度中	北里大学病院専用
手術支援ロボットda Vinciサージカルシステムの更新	手術支援ロボット 2点	令和4年度中	北里大学病院専用
薬剤部 注射薬払出システムの導入	注射薬払出機 1点	令和4年度中	北里大学病院専用
歯科システムの更新	歯科電子カルテシステムの更新	令和4年度中	北里大学病院専用
総合手術センター術野映像システム等の更新	術野映像システム 1点	令和3～5年度中	北里大学病院専用
総合手術センター 医療機器更新	光学式ナビゲーションシステム等 5点	令和4年度中	北里大学病院専用
中央滅菌材料センター医療機器更新	過酸化水素滅菌装置 1点	令和4年度中	北里大学病院専用
放射線部 医療機器更新	X線血管撮影装置 1点	令和4年度中	北里大学病院専用

2022年度

ME部 医療機器更新	心拍出量測定装置他 19点	令和4年度中	北里大学病院専用
本館空調用熱源機器(空冷ヒートポンプチラーユニット)整備	空調用熱源機器 12台	令和4～7年度中	北里大学病院専用
本館ボイラー設備ドレン配管改修工事	ドレン配管構築	令和4年度中	北里大学病院専用
SPECT-CT 装置の更新	SPECT-CT装置 1点	令和4年度中	北里大学病院専用
手術支援ロボットの導入	手術支援ロボット1点	令和4年度中	北里研究所病院専用
血管造影装置の更新	血管造影装置 1点	令和4年度中	北里研究所病院専用
病院情報システム(部門システム)整備	内視鏡検査システム	令和4～5年度中	北里研究所病院専用
自動火災報知機の更新	自動火災報知機	令和4年度中	北里大学メディカルセンター専用
入院患者用ベッド及びマットレス等の更新	パラマウント社製ベッド等 600点	令和2～4年度中	北里大学メディカルセンター専用

放射線治療装置の更新	放射線治療装置 1点	令和4～5年度中	北里大学メディカルセンター専用
手術部門システム・麻酔記録システムの導入	手術部門システム・麻酔記録システム	令和4年度中	北里大学メディカルセンター専用
磁気共鳴断層撮影装置(MRI)1.5Tの更新	磁気共鳴断層撮影装置(MRI)1.5T 1点	令和3～4年度中	北里大学メディカルセンター専用
法人全キャンパスを対象とした教職員学生の新健康管理システムの構築	新健康管理システム、PC40台等	平成29～令和4年度中	北里大学専用
教学系システムの充実	学修ポートフォリオシステム等	令和3～5年度中	北里大学専用
教育・研究体制の充実、キャンパス整備の推進	医学部新校舎30,436.20㎡、看護学部新校舎7,096.60㎡、新大学図書館3,440.00㎡建設工事他 (建設予定地) 神奈川県相模原市南区北里1丁目15番1号	令和2～6年度中	北里大学専用
未来工学部の設置	鉄骨造5階建6,549.44㎡ (建設予定地) 神奈川県相模原市南区北里1丁目15番1号 図書5,391冊 教具・校具・備品3,673点	令和3～8年度中	未来工学部専用

	相模原キャンパス 発電機棟非常用発電機設備整備工事	発電機棟非常用発電機設備	令和3～6年度中	北里大学専用
	相模原キャンパス特高変電設備更新工事	特高変電設備4基	令和3～7年度中	北里大学専用
	省エネルギー・脱炭素社会実現に向けた取組みの推進	L1、L2号館太陽光発電設備設置工事、総合体育館照明LED化工事等	令和4～6年度中	北里大学専用
2023年度	該当なし	—	—	—
2024年度	該当なし	—	—	—
2025年度	該当なし	—	—	—
2026年度	該当なし	—	—	—

様式第10号その1(第12条関係)

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科目	年度	開設年度	R6年度	R7年度	完成年度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入		173,250	341,250	509,250	677,250
手数料収入		41,950	41,950	41,950	41,950
寄付金収入		250	500	750	1,000
補助金収入		0	0	0	0
資産売却収入		0	0	0	0
付随事業・収益事業収入		0	0	0	0
医療収入		0	0	0	0
受取利息・配当金収入		0	0	0	0
雑収入		0	0	0	0
借入金等収入		0	0	0	0
前受金収入		0	0	0	0
その他の収入		0	0	0	0
資金収入調整勘定		0	0	0	0
前年度繰越支払資金		0	0	0	0
収入の部合計		215,450	383,700	551,950	720,200

(支出の部)

(単位 千円)

科目	年度	開設年度	R6年度	R7年度	完成年度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費支出		163,411	234,710	264,062	265,308
教育研究経費支出		144,608	148,757	172,507	185,897
管理経費支出		33,816	34,075	34,131	34,109
借入金等利息支出		0	0	0	0
借入金等返済支出		0	0	0	0
施設関係支出		1,840,729	0	0	
設備関係支出		456,827	0	0	
資産運用支出		0	0	0	0
その他の支出					0
[予備費]		0	0	0	0
資金支出調整勘定		0	0	0	0
翌年度繰越支払資金		0	0	0	0
支出の部合計		2,639,391	417,542	470,700	485,314

様式第10号その2(第12条関係)

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科目		年度	開設年度	R6年度	R7年度	完成年度
			新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金	173,250	341,250	509,250	677,250
		手数料	41,950	41,950	41,950	41,950
		寄付金	250	500	750	1,000
		経常費等補助金				
		付随事業収入				
		医療収入				
		雑収入				
	教育活動収入 計	215,450	383,700	551,950	720,200	
	支出	人件費	164,095	235,630	269,837	272,310
		教育研究経費	182,464	375,891	399,641	413,031
		管理経費	33,816	34,075	34,131	34,109
徴収不能額等						
教育活動支出 計	380,375	645,596	703,609	719,450		
教育活動収支差額		-164,925	-261,896	-151,659	750	
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	0	0	0	0
		その他の教育活動外収入	0	0	0	0
		教育活動外収入 計	0	0	0	0
	支出	借入金等利息	0	0	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0	0	0
		教育活動外支出 計	0	0	0	0
教育活動外収支差額		0	0	0	0	
経常収支差額		-164,925	-261,896	-151,659	750	
特別収支	収入	資産売却差額	0	0	0	0
		その他の特別収入	0	0	0	0
		特別収入 計	0	0	0	0
	支出	資産処分差額	0	0	0	0
		その他の特別支出	0	0	0	0
		特別支出 計	0	0	0	0
特別収支差額		0	0	0	0	
〔 予備費 〕						
基本金組入前当年度収支差額		-164,925	-261,896	-151,659	750	
基本金組入額合計		0	0	0	0	
当年度収支差額		-164,925	-261,896	-151,659	750	
前年度繰越収支差額		0	0	0	0	
基本金取崩額		0	0	0	0	
翌年度繰越収支差額		-164,925	-261,896	-151,659	750	

(参考)

事業活動収入 計	215,450	383,700	551,950	720,200
事業活動支出 計	380,375	645,596	703,609	719,450